

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年10月11日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 3階 議会委員会室

3. 農業委員 27名中23名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	4番 尾上昭則
5番 小西勝正	6番 高原敏正	7番 大河原誠
8番 大森一廣	10番 木下泉	11番 宇津木利正
12番 太田一己	13番 川野実重	14番 河崎繁
15番 雪上勲	16番 古澤直通	17番 高原峯夫
18番 大森茂利	19番 藤澤美芳	20番 長船裕一
21番 永守修一	22番 久山英之	24番 石黒五月
26番 原野健一	27番 石原芳高	

欠席委員

3番 松本英樹	9番 片岡一矢	23番 上村善亮
25番 大内美智子		

4. 議事に参与した者

事務局長 小林 裕治

事務局 島 宏彰

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成29年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。本日は衆議院選挙の関係で会場が急遽、変更となったことをお詫び申し上げます。

議長（会長） それでは、開会にあたり木下会長よりごあいさつを申し上げます。
おはようございます。世の中は選挙戦の真っ只中となり、騒がしい毎日でございますが、早いところでは稲刈りも始まっており、皆さんにはお忙しい中での出席ありがとうございます、我々、本日が最後の委員会となります。最後まで、適正なご審議の程、よろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち23名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、3番・松本委員、9番・片岡委員、23番・上村委員、25番・大内委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よりお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに24番・石黒委員、26番・原野委員、よろしくお願ひします。

事務局長 早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町宗三■■■■■■■■■■」。譲渡人「備前市浦伊部■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町虫明5010」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は212㎡。譲受人の農地までの距離は10,000m。耕作面積は5,900㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名となっております。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の河崎委員さんで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「倉敷市中庄■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1527-4」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は14㎡。譲渡人「岡山市中区国府市場■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1526-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は18㎡。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1525-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は103㎡。「長船町飯井1525-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は162㎡。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1524-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は97㎡。「長船町飯井1524-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は142㎡。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1523-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は104㎡。「長船町飯井1523-4」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は12㎡。譲渡人「大阪府大阪市城東区関目■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1523-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は95㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は50,961㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんさんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の古澤委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、14番・河崎委員さん、お願いします。

14 番 委 員 譲受人の■■さんと譲渡人の■■さんは従兄弟同士の関係にありまして、かねてより譲渡人の父より申請地の贈与の話がまとまっていたようです。相続の際に譲受人に所有権移転すればよかったんですが、■■さんの名義となってしまったので、今回改めて譲受人に所有権移転する申請をしてきたものです。■■さんは現在、宗三の方にお住まいですが、水田を中心に畑も耕作しているようで特に問題はないと思われま。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、担当委員さん、16番・古澤委員さん、お願いします。

16 番 委 員 譲受人の■■さんは、現在倉敷市の方にお住まいですが、母親が飯井の出身で祖父は申請地周辺で農業を行っております。近い将来は譲受人も飯井の方へ引っ越してくる予定だそうです。申請地は筆数は大きいですが、一面の農地となっているところを一括して買い上げるものだそうです。農家である譲受人の祖父も近隣に住んでいることから、耕作も問題ないと思います。

- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
- 続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料1頁目下段、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。
- 【1番案件】**
- 申請人「邑久町本庄■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄1081-1」。地目は「田」。面積は305㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場兼資材置場305㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料4ページを御覧ください。学芸館高校グラウンドから南へ約300mに位置しております。
- 以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん7番・大河原委員さんお願いします。
- 7 番 委 員 7番・大河原です。この土地は十数年に所有されたようですが、その時点で地上げがされていたそうです。今回、相続の問題がありまして、農地のままでは相続が難しいということで現況に合わせたかたちに転用申請を行うものです。土地利用はこれまでと変更がないことから、特に問題ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

譲受人「長船町福里 92 番地 医療福祉業 株式会社ライフ 代表取締役 大西 秀樹」。譲渡人「長船町福里■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福里 9 1 - 1」。地目は「田」。面積は 1,067 m²。転用目的は「サービス付き高齢者住宅」。施設の概要は「木造 2 階建 345.55 m²」「駐車場 371.75 m²」。建ぺい率は「32.39%」となっています。農地区分は第 2 種農地で 10a あたりの収量は米 480 kg となっております。資金は、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので 10a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。現在、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料 7 ページをご覧ください。JA 長船カントリーから北東に約 200 m のところに位置しております。

【 4 番案件】

譲受人「邑久町大窪 3 7 5 番地の 3 不動産業 有限会社アジアホーム 代表取締役 河原 則明」。譲渡人「長船町福里■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福里 1 8 1 - 1」。地目は「田」。面積は 2,260 m²。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造 2 階建 8 棟 488.32 m²」「道路 135.37 m²」。建ぺい率は「22.98%」となっています。農地区分は第 2 種農地で 10a あたりの収量は 420 kg となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので 10a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。現在、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料 8 ページをご覧ください。JA 長船カントリーの南隣に位置しております。

【 5 番案件】

譲受人「長船町土師 1 4 0 番地の 1 2 不動産業 株式会社プライムホーム 代表取締役 松本 泰治」。譲渡人「長船町土師■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町土師 2 7 7 - 2」。地目は「田」。面積は 1,081 m²。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造 2 階建 5 棟 282.95 m²」「道路 96.27 m²」。建ぺい率は「28.73%」となっています。農地区分は第 3 種農地で 10a あたりの収量は米 480 kg となっております。資金は、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので 10a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。現在、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料 9 ページをご覧ください。瀬戸内市役所長船支所から西に約 50 m のところに位置しております。

【6番案件】

譲受人「福岡県福岡市東区多の津二丁目9番5号 運送業 西久大運輸倉庫株式会社 代表取締役 彌永 忠」。譲渡人「岡山市東区目黒町■■■■」。土地の所在地は「長船町服部1521-1」。地目は「畑」。面積は1,316㎡。転用目的は「物流倉庫」。施設の概要は「倉庫 1棟 2990.76㎡」「事務所 1棟 181.53㎡」。建ぺい率は「31.87%」となっています。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。現在、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。JA長船カントリーから西に約300mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。1番案件の担当委員さん、6番・高原委員さん、お願いいたします。
- 6番委員 この案件について、地元とも複数回協議を行っていると聞いており、地元も同意したものでございますので、特に問題はございません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、7番・大河原委員さん、お願いします。
- 7番委員 7番・大河原です。この土地は2年くらい前から耕作放棄地になっていましたが、地元の役員さんとの協議の上、事業計画ができているものなので支障はないと思われまます。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番、4番、5番案件について、18番・大森委員さん、お願いします。
- 18番委員 3番の案件は、隣接地にすでに既存の建物がありまして、事業拡大に伴って、すぐ南の土地を転用してサービス付き高麗者住宅を建てるものです。4番案件は譲渡人の■■■さんが高齢で、今後耕作を続けていくことが困難だということで土地を処分しているようで、申請地は西側から宅地化が進んでいることから分譲地にするものです。5番案件ですが、長船支所の西側すぐ近くですが、こちら譲渡人が売買の希望があったみたいで話がまとまったそうです。いずれの案件についても排水関係は問題ないと思われまますので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての6番案件について、20番・長船委員さん、お願いします。
- 20番委員 長船です。譲受人の西久大運輸倉庫ですが、現在、邑久町豆田の方で土地を借りて倉庫業を行っているそうです。今回、土地を購入して自

らの土地で事業を行って行く予定だそうです。事業地の大部分が雑種地であり、農地については1反少々となります。特に問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局、お願ひします。

事 務 局 今後の予定としては11月1日に臨時総会及び研修会の開催、定例総会としては11月10日を予定しております。任期満了に伴い、委員さんが代わられる地区もあると思いますが、その際には引継等をよろしくお願ひします。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度10月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年10月11日

議 長

署名委員

署名委員